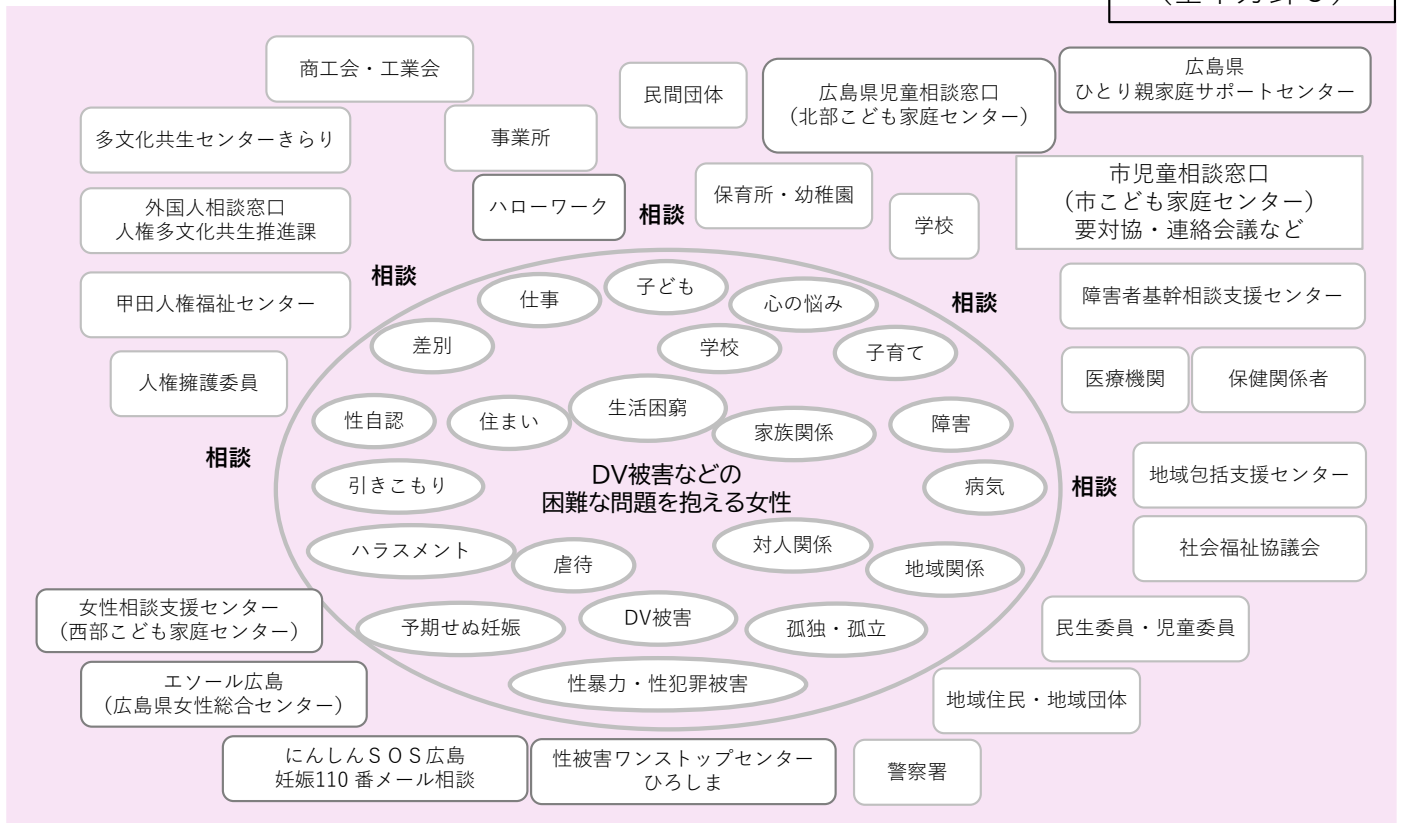
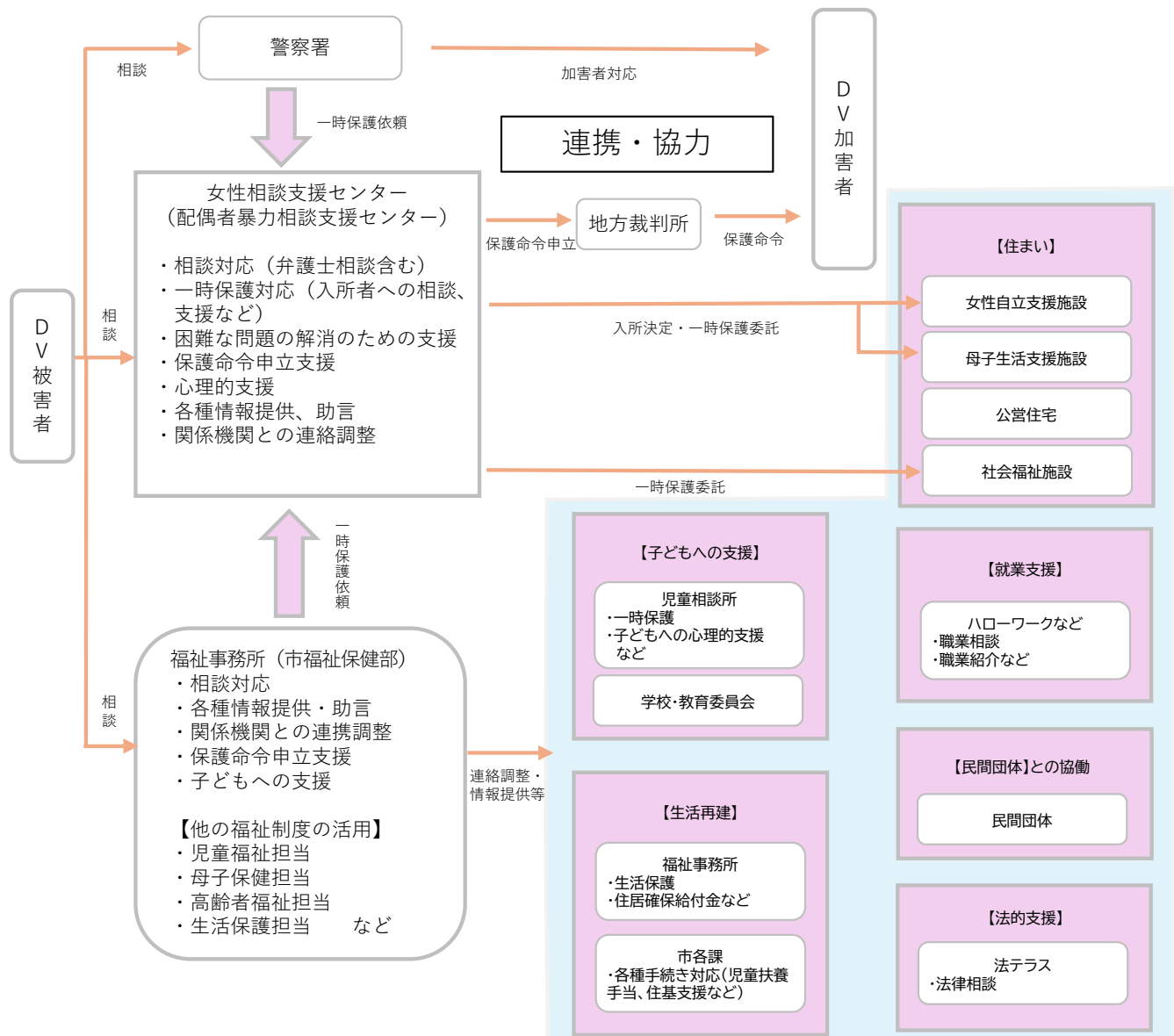


DV被害などの困難な問題を抱える女性を取り巻く関係機関先



DV被害などの困難な問題を抱える女性への支援フローチャート



安芸高田市役所 各種相談窓口一覧表

相談の種類	相談内容	相談員等	相談日	連絡先
巡回無料 弁護士相談	民事・刑事・その他の法律相談に 関すること	弁護士 (広島弁護士会)	月1回程度 13:30～16:30 ※相談時間は 1人1回30分	人権多文化共生推進課 0826-42-5630 ※無料・要予約
くらしの相談会	相続・借金、人間関係、ハラスメ ント、人権問題、生活上の悩みや 不安 等	行政書士、人権擁護委 員、民生委員・児童委 員、行政相談員 等	各町定期開催 13:30～15:00	甲田人権福祉センター 0826-45-4922 ※無料・予約不要
外国人生活相談	日常生活や各種手続き等に関する こと	多文化共生推進員、相 談員、通訳・翻訳員	月～金曜日 9:00～16:00	人権多文化共生推進課 0826-42-5630
		多文化共生相談員	土・日曜日 9:00～16:00	多文化共生センターきらり 050-5847-9666
生活困窮者相談	生活保護など生活困窮に関するこ と		月～金曜日 9:00～17:00	社会福祉課 0826-42-5615
ひとり親 弁護士相談	20歳未満の子どもを養育するひと り親や離婚を考えている方の悩みに 関すること	弁護士	月～金曜日 9:00～17:00 ※相談時間は 1人1回45分 (オンライン)	こども家庭センター 0826-47-1283 ※要事前相談
消費生活相談	商品・サービス・契約などの消費 者問題に関すること	消費生活相談員	毎週木曜日 9:00～12:00 13:00～16:00	危機管理課 消費生活相談室 0826-42-1143
			月～金曜日 9:00～17:00 (昼休み等を除く)	広島県消費生活センター 082-223-6111
行政相談	行政に関する困りごとや意見に関 すること	行政相談委員	毎月の相談日は 広報誌の 最終ページに記載	総務課 0826-42-5611
年金・保険相談	国民年金、国民健康保険、後期高 齢者医療保険等に関すること		月～金曜日 9:00～17:00	保険医療課 (医療保険年金係) 0826-42-5619
高齢者相談	介護保険に関すること			保険医療課 (介護保険係) 0826-42-5618
	高齢者在宅福祉サービス、入所措 置、成年後見制度に関すること			社会福祉課 0826-42-5615
	高齢者の生活に関すること(介 護・認知症・高齢者虐待・権利擁 護等)	保健師・社会福祉士・ 主任介護支援専門員等	月～金曜日 8:30～17:30	安芸高田市地域包括 支援センター 0826-47-1132
障害者相談	障害者福祉サービス、手帳、手当 等に関すること		月～金曜日 9:00～17:00	社会福祉課 0826-42-5615
	生活、福祉サービス、就労、困り ごと等に関すること	相談員等	月～金曜日 8:30～17:15	安芸高田市障害者基幹相談 支援センター 0826-47-1080
健康相談	心身や食生活、介護予防、健診等、 健康に関すること	保健師 管理栄養士等	月～金曜日 9:00～17:00	健康推進課 0826-42-5633
子育て相談	不妊治療費助成、妊娠届出・母子 健康手帳交付、一元的子育て支援 (ネウボラ)に関すること			こども家庭センター 0826-47-1283
女性相談	配偶者等からの暴力、生活困窮な ど、様々な困難に直面する女性か らの相談に関すること	女性相談員 母子・父子自立支援員		
保育相談	保育所入所、児童クラブの利用、 児童手当等に関すること			こども家庭センター 0826-47-1283
納税相談	市民税、固定資産税等に関するこ と			税務課 0826-42-5614
住宅相談	定住対策、空き家の利活用、空き 家情報バンクに関すること			政策企画課 0826-42-5612
	市営住宅、空き家の苦情、空き家 の解体に関すること			管理課 0826-47-1201
マイナンバー カード相談	マイナンバーカードの申請、更新 手続き等に関すること			市民課 0826-42-5616

第 4 次プラン目標指標のまとめ

(個別目標)

基本方針 -主要課題 -施策の方向	指 標 名	2025（令和7）年度	2031（令和13）年度 までに
1-（1）-①	地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等の女性登用割合	37.8%	50%
1-（1）-②	地方自治法(第180条の5)に基づく委員等の女性登用割合	21.4%	30%
1-（1）-③	管理的地位にある行政職員に占める女性職員の割合	18.6%	30%
2-（1）-②	ハラスメントを体験したことのある人（自分または周り）の割合	セクハラ 21% パワハラ 54% マタハラ 9%	左記からの減少
2-（2）-①	事業所で最近3年間に育児休業の対象となる従業員のうち実際に育児休業を取得した従業員の割合	37.7%	50%以上
2-（2）-①	介護休業を取得した人数	21人/76事業所	左記からの向上
2-（2）-②	家庭生活及び地域での男女平等の意識	家庭 25.9% 地域 28.4%	左記からの向上
3-（1）-①	女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた啓発事業の実施	企業向けハラスメント 研修、相談員・支援員 研修の実施	年2回以上
4-（1）-①	市が主催する人権啓発イベントへの参加者数	2025年度：計18回 2,022人参加	左記からの増加
4-（1）-③	LGBTQ に関する啓発イベント回数	安芸高田市/三原市/ 安芸太田町合同レイン ボーライトアップ、 市民・市職員向け研修 会（1回）79人参加	左記からの増加
4-（2）-①	学校生活の男女の地位が平等になっていると思う割合	49.4%	左記からの向上

次世代育成支援対策推進法 及び女性活躍推進法に基づく 安芸高田市特定事業主行動計画

わたしとあなたを大切にするあったかプラン（素案）の関連資料

基本方針 1 あらゆる分野における男女共同参画の推進

- (1) 政策形成及び意思決定過程における男女共同参画の推進
- ③ 市の女性職員の職域拡大、育成及び登用の推進

基本方針 2 性別に関わらず仕事やライフスタイルを選択できる環境の整備

- (2) ワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境の整備
- ③ 市役所におけるワーク・ライフ・バランスに向けた職業環境の整備

2026 年 3 月
安芸高田市

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法
に基づく安芸高田市特定事業主行動計画

2026 年 3 月 31 日

安芸高田市長
安芸高田市議会議長
安芸高田市教育委員会
安芸高田市選挙管理委員会
安芸高田市代表監査委員
安芸高田市農業委員会
安芸高田市消防本部消防長

これまで、次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)と、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 27 年法律第 64 号)に基づく特定事業主行動計画を個別に策定していましたが、両法の制定目的に関連性があることや目標達成に向けた取り組みを一体的に行うことで、女性が職場で一層活躍でき、男女ともに子育てしやすい職場環境の整備に推進するため、両法を統合した計画を策定しました。

なお、この計画は次世代育成支援対策推進法第 19 条及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 19 条に基づく、安芸高田市長、安芸高田市議会議長、安芸高田市教育委員会(県費負担教職員を含む)、安芸高田市選挙管理委員会、安芸高田市代表監査委員、安芸高田市農業委員会及び安芸高田市消防本部消防長が策定する特定事業主行動計画です。

1. 計画期間

本計画の期間は、2026 年 4 月 1 日から 2031 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。

2. 計画の推進体制

組織全体で継続的に子育てしながら働きやすいと実感できる職場環境の推進や、性別にかかわらず誰もが能力を発揮できる職場環境を推進していくため、本計画の見直しや変更の検討、取り組みの実施状況・数値目標の達成状況を把握し、点検・評価等について継続して行います。

3. 計画の公表

本計画と計画の進捗状況は、市のホームページに公表します。

4. 計画目標と具体的な行動内容

行政職員・・・消防本部を除く市長部局等の職員（会計年度任用職員を除く。）

消防吏員・・・消防本部・消防署の職員（会計年度任用職員を除く。）

プラン（素案）9 ページ 基本方針 1-（1）-③ 該当箇所

【計画目標①】

- ・管理的地位にある行政職員に占める女性職員の割合を 30%にします。
- ・監督的地位にある行政職員に占める女性職員の割合を 50%にします。

【 行動内容 】

- 組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、管理職及び監督職へ積極的な登用を図ります。
- 女性職員が仕事と家庭を両立し、キャリア形成を促すことができる市独自の研修の実施や広島県自治総合研修センターへの研修に女性職員を積極的に派遣します。

【 実 績 】

● 役職段階の女性職員の割合

区 分		2022.4.1	2023.4.1	2024.4.1	2025.4.1
行政職員	管理的地位	16.7%	21.4%	22.7%	18.6%
	監督的地位	32.1%	32.0%	31.0%	33.8%
【参考】 消防吏員	管理的地位	16.7%	20.0%	20.0%	20.0%
	監督的地位	7.7%	7.7%	7.1%	6.3%

【計画目標②】

- ・消防吏員の女性の割合を 8%にします。

【行動内容】

○消防吏員について、採用試験における受験者の女性の割合を増加させるため、安芸高田市内の高校にリクルートを積極的に行います。

○女性職員が働きやすい組織体制づくりを進めます。

【実績】

● 採用試験における受験者の女性の割合

区 分		2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
消防吏員	女 性	5.3%	0.0%	0.0%	10.0%
	男 性	94.7%	100.0%	100.0%	90.0%
【参考】 行政職員	女 性	25.0%	25.0%	30.6%	51.6%
	男 性	75.0%	75.0%	69.4%	48.4%

● 女性職員の採用割合

区 分		2022.4.1	2023.4.1	2024.4.1	2025.4.1
消防吏員	女 性	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	男 性	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
【参考】 行政職員	女 性	35.0%	41.7%	60.0%	62.5%
	男 性	65.0%	58.3%	40.0%	37.5%

● 職員の女性割合

区 分		2022.4.1	2023.4.1	2024.4.1	2025.4.1
消防吏員	女 性	6.9%	6.9%	5.3%	5.2%
	男 性	93.1%	93.1%	94.7%	94.8%
【参考】 行政職員	女 性	42.3%	43.3%	43.0%	43.3%
	男 性	57.7%	56.7%	57.0%	56.7%

【計画目標③】

- ・職員の育児休業取得率を 100%にします。

プラン（素案）14 ページ 基本方針 2-（2）-③ 該当箇所

【行動内容】

○産前産後休暇及び育児休業を取得する職員の代替職員の確保に努め、取得しやすい職場環境づくりを図ります。

○育児休業の休業制度や福利厚生制度を説明し、周知を図ります。

【実績】

● 育児休業の取得率

区 分		2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
行政職員	女 性	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	男 性	60.0%	75.0%	50.0%	66.7%
消防吏員	女 性	—	—	—	—
	男 性	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※ 対象となる職員がいない場合は、「—」と表記しています。

【計画目標④】

- ・男性職員の配偶者出産時における特別休暇の取得率を 100%にします。

【 行動内容 】

○男性職員の出産・育児への参加を促進するため、出産を控えた配偶者がいる男性職員に、子育てに関する休暇制度や福利厚生制度を説明し、周知を図ります。

○休暇制度の趣旨と内容を理解し、安心して、気兼ねなく休暇が取得できるような職場の環境づくりを推進します。

【 実 績 】

● 配偶者出産休暇等の取得率

区分		2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
行政職員	配偶者出産休暇	40.0%	50.0%	87.5%	100.0%
	育児参加休暇	40.0%	25.0%	62.5%	33.3%
消防吏員	配偶者出産休暇	40.0%	50.0%	16.7%	0.0%
	育児参加休暇	0.0%	50.0%	16.7%	0.0%

【計画目標⑤】

- ・年次有給休暇の取得を、付与日数の 75%の 15 日にします。
- ・夏季休暇・夏季厚生計画の取得率を 100%にします。

【 行動内容 】

- 計画的な年次有給休暇の取得をするよう、年次有給休暇の取得状況を把握し、取得しやすい職場環境づくりを進めます。
- 夏季の期間にワークライフバランス推進強化月間を設け、夏季休暇の 3 日連続取得や夏季の計画的な休暇の取得を進めます。

【 実 績 】

● 年次有給休暇等の取得率

区 分	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年
年次有給休暇	14.2 日	12.8 日	14.4 日	14.9 日
夏 季 休 暇	97.9%	98.8%	99.3%	99.6%
夏季厚生計画	92.9%	95.8%	98.0%	99.6%

【計画目標⑥】

- ・職員一人当たりの時間外勤務時間数 10 時間/月 未満へ縮減します。

【 行動内容 】

- 水曜日、金曜日を定時退庁とし、慢性的な時間外勤務体制を払しょくし、時間外勤務時間数の縮減を図ります。
- 特に夏季の期間(7～9 月)については、定時退庁を強化し、時間外勤務時間数の縮減を図ります。

【 実 績 】

● 時間外勤務の状況

区 分	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
延べ職員数	2,722 人	2,767 人	2,699 人	2,629 人
総時間数	39,203 時間	32,125 時間	27,273 時間	29,555 時間
職員一人当たりの時間数(月)	14.4 時間	11.6 時間	10.1 時間	11.2 時間
職員一人当たりの時間数(年)	172.8 時間	139.3 時間	121.3 時間	134.9 時間

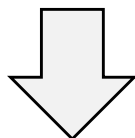
わたしとあなたを大切にするあったかプラン（素案）

修正案

第4次プラン目標指標のまとめ
（個別目標）

資料 2

基本方針 -主要課題 -施策の方向	指 標 名	2025（令和7）年度	2031（令和13）年度 までに
2-（1）-②	<u>ハラスメントを体験したことがある人</u> （自分または周り）の割合	セクハラ 21% パワハラ 54% マタハラ 9%	左記からの減少



基本方針 -主要課題 -施策の方向	指 標 名	2025（令和7）年度	2031（令和13）年度 までに
2-（1）-②	最近3年ぐらいの間にハラスメントの被害を受けたことがある人（自分または自分のまわり）の割合	セクハラ 21% パワハラ 54% マタハラ 9%	左記からの減少

6 計画の基本方針

基本方針

2.性別に関わらず仕事やライフスタイルを選択できる環境の整備

男女が互いの価値観を認め合い、ライフスタイルに応じた多様な働き方ができる労働環境づくりを市が率先して行い、さらに家庭と地域活動の両立が可能な環境の整備の推進をします。

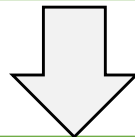
また、男性の家事、育児、介護への意識啓発や参加促進を図り、ワーク・ライフ・バランスのための環境づくりに向けて事業所へ働き掛けます。

【安芸高田市女性活躍推進計画】

4.多様性と人権を尊重する市民意識の醸成

L G B T Q + を始めとする性的マイノリティへの理解促進を進め、性別に捉われず、様々な視点や考え方があることを普及させ、個性と能力を十分に発揮し、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を図ります。

また、すべての市民が相互に認め合い、支えあう人権尊重社会の形成に向け、市民一人ひとりが人権尊重の理解を深められるよう、人権教育や啓発を推進します。



基本方針

2.性別に関わらず仕事やライフスタイルを選択できる環境の整備

誰もが互いの価値観を認め合い、男性の家事、育児、介護への意識啓発や参加促進を図るとともに、地域活動につながる環境の整備の推進をします。

また、ライフスタイルに応じた多様な働き方ができる労働環境づくりを市が率先して行い、ワーク・ライフ・バランスのための環境づくりに向けて事業所へ働き掛けます。

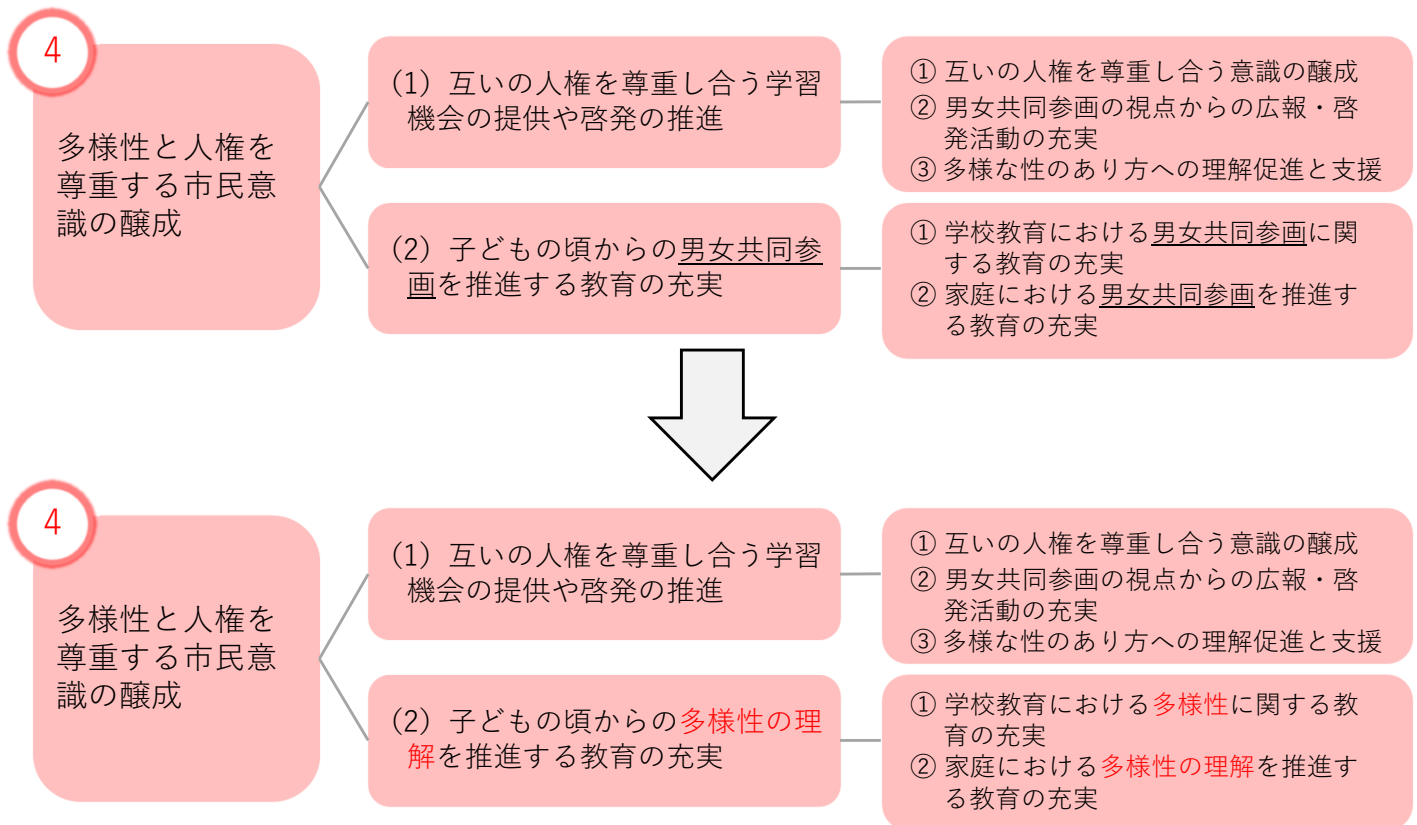
【安芸高田市女性活躍推進計画】

4.多様性と人権を尊重する市民意識の醸成

すべての市民が相互に認め合い、支えあう人権尊重社会の形成に向け、市民一人ひとりが人権尊重の理解を深められるよう、人権教育や啓発を推進します。

特にL G B T Q + を始めとする性的マイノリティへの理解促進を進め、性別に捉われず、様々な視点や考え方があることを普及させ、個性と能力を十分に発揮し、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を図ります。

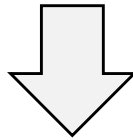
7 計画の体系



1. あらゆる分野における男女共同参画の推進

(2) 地域などにおける方針決定過程等への女性参画の促進充実

② 地域防災における男女共同参画の促進		
具 体 的 な 取 り 組 み	内容	所管課
	● 地域の防災活動において男女共同参画が実現されるよう、多様な視点による仕組みづくりや性別によるニーズの違いに配慮した運営を推進する。 ≫ 女性の視点を反映した女性用品や乳幼児用品、衛生用品等備蓄品の計画的な購入 ≫ 流通備蓄協定及び災害応援協定を活用した備蓄の推進	危機管理課



② 地域防災における男女共同参画の促進		
具 体 的 な 取 り 組 み	内容	所管課
	● 男女共同参画の視点や多様性に配慮した防災意識の啓発を行う。	危機管理課
	● 地域の防災活動において男女共同参画が実現されるよう、多様な視点による仕組みづくりや性別によるニーズの違いに配慮した運営を推進する。 ≫ 女性の視点を反映した女性用品や乳幼児用品、衛生用品等備蓄品の計画的な購入 ≫ 流通備蓄協定及び災害応援協定を活用した備蓄の推進	〃

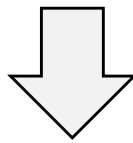
2.性別に関わらず仕事やライフスタイルを選択できる環境の整備

女性活躍推進計画

(1) 働く場における男女共同参画の推進

② 働く場におけるハラスメントの防止に向けた取り組みの促進

目 標 値	ハラスメントの被害を受けたことがある人（自分または自分のまわり）の割合の現況からの減少（現況セクハラ21%、パワハラ54%、マタハラ9%）



② 働く場におけるハラスメントの防止に向けた取り組みの促進

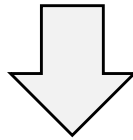
目 標 値	最近3年ぐらいの間にハラスメントの被害を受けたことがある人（自分または自分のまわり）の割合の現況からの減少（現況セクハラ21%、パワハラ54%、マタハラ9%）

3.女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援

(1) DV防止の社会意識の醸成と相談体制の充実

② DV被害者及び困難な問題を抱える女性への相談支援の充実

具 体 的 な 取 り 組 み	内 容	所管課
	● 関係機関への橋渡しの相談窓口として、障害者、高齢者、外国籍市民など、多様な相談者に対応できるよう早期発見と相談しやすい環境に取り組む。	//
	≫ 障害者基幹相談支援センター、安芸高田市社会福祉協議会や地域包括支援センターにおける相談窓口の<u>設置</u>	
	≫ 人権福祉センターや多文化共生センターにおける相談窓口の<u>設置</u>	
	≫ 人権相談員や多言語対応相談員の配置	



② DV被害者及び困難な問題を抱える女性への相談支援の充実

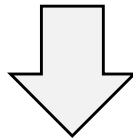
具 体 的 な 取 り 組 み	内 容	所管課
	● 関係機関への橋渡しの相談窓口として、障害者、高齢者、外国籍市民など、多様な相談者に対応できるよう早期発見と相談しやすい環境に取り組む。	//
	≫ 障害者基幹相談支援センター、安芸高田市社会福祉協議会や地域包括支援センターにおける相談窓口の<u>充実</u>	
	≫ 人権福祉センターや多文化共生センターにおける相談窓口の<u>充実</u>	
	≫ 人権相談員や多言語対応相談員の配置	

3.女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援

(2) DV被害者及び困難な問題を抱える女性への自立に向けた支援

① 被害者の保護体制・自立支援の充実

具 体 的 な 取 り 組 み	内 容	所 管 課
	「要保護児童対策地域協議会」など、家庭児童相談担当等の関係部署と連携した総合的な支援体制により継続した支援とともに、<u>面前 DV 被害者や被虐待児などの要保護児童の発見や、児童虐待の防止・対応に努める。</u>	こども家庭センター 学校教育課 社会福祉課



① 被害者の保護体制・自立支援の充実

具 体 的 な 取 り 組 み	内 容	所 管 課
	「要保護児童対策地域協議会」など、家庭児童相談担当等の関係部署と連携した総合的な支援体制により継続した支援をする。 また、面前 DV 被害者や被虐待児などの要保護児童の発見や、児童虐待の防止・対応に努める。	こども家庭センター 学校教育課 社会福祉課

4.多様性と人権を尊重する市民意識の醸成

(2) 子どもの頃からの男女共同参画を推進する教育の充実



(2) 子どもの頃からの多様性の理解を推進する教育の充実

① 学校教育における男女共同参画に関する教育の充実		
課 題	子どもの頃から男女共同参画が当たり前であるという意識や考え方を養うことで、ジェンダーに捉われない自己形成や地域社会づくりに結び付けるよう推進することが必要です。	
目 標 値	学校生活の男女の地位が平等になっていると思う割合（現況49.4%からの向上）	
具 体 的 な 取 り 組 み	内 容	所管課
	● 子どもの発達段階に応じ、<u>男女共同参画の視点からの教育</u>を推進する。 ≫ 甲田人権福祉センターの学校連携による学習会の開催 ≫ 人権擁護委員による小中学校での人権教室の開催	学校教育課 人権多文化共生推進課
	● 学校における各教科をはじめ道徳、特別活動、総合的な学習の時間における<u>男女平等</u>を推進する教育の充実を図る。	〃
	● 教職員等指導者を対象に<u>男女共同参画</u>についての研修・啓発の充実を図る。	〃

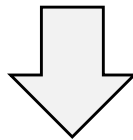


① 学校教育における多様性に関する教育の充実		
課 題	子どもの頃から多様性を尊重する意識や考え方を養うことで、ジェンダーに捉われない自己形成や地域社会づくりに結び付けるよう推進することが必要です。	
目 標 値	学校生活の男女の地位が平等になっていると思う割合（現況49.4%からの向上）	
具 体 的 な 取 り 組 み	内 容	所管課
	● 子どもの発達段階に応じ、<u>ジェンダー平等や性の多様性について</u>の教育を推進する。 ≫ 甲田人権福祉センターの学校連携による学習会の開催 ≫ 人権擁護委員による小中学校での人権教室の開催	学校教育課 人権多文化共生推進課
	● 学校における各教科をはじめ道徳、特別活動、総合的な学習の時間における<u>多様性の理解</u>を推進する教育の充実を図る。	〃
	● 教職員等指導者を対象に<u>多様性の理解</u>についての研修・啓発の充実を図る。	〃

4.多様性と人権を尊重する市民意識の醸成

② 家庭における男女共同参画を推進する教育の充実

課 題	「家事は女性が行う」意識は、まだ根強く残っており、男女平等でない社会環境に結び付いています。保護者が家庭内の男女共同参画を理解・実践し、子どもに家事などを協力してするのは当たり前であるという考え方を育むことが重要です。	
目 標 値	—	
具 体 的 な 取 り 組 み	内 容	所 管 課
	● 家族が協力しながら、未来を担う子どもを育てることができるよう、 <u>男女共同参画の視点からの学習機会</u> や情報を提供する。 ≫ <u>多様性を認め合うことにつながる</u> 学習機会（双方が意識を変える必要）の提供 ≫家族参加の体験イベントや楽しく学べるセミナーの開催 ≫ブックスタート事業（出生時に絵本をプレゼント）による読み聞かせを通じた親子の関係づくりの推進	生涯学習課 人権多文化共生推進課



② 家庭における多様性の理解を推進する教育の充実

課 題	「家事は女性が行う」という固定的なジェンダー役割は、まだ根強く残っており社会環境に結び付いています。保護者が多様性の理解と正しい行動を実践して、家庭内の役割を柔軟化し、誰もが家事などを協力して行うよう努めることが重要です。	
目 標 値	—	
具 体 的 な 取 り 組 み	内 容	所 管 課
	● 家族が協力しながら、未来を担う子どもを育てることができるよう、多様性の理解につながる学習機会や情報を提供する。 ≫ ジェンダー視点からの学習機会（双方が意識を変える必要）の提供 ≫ 家族参加の体験イベントや楽しく学べるセミナーの開催 ≫ ブックスタート事業（出生時に絵本をプレゼント）による読み聞かせを通じた親子の関係づくりの推進 ≫ 図書館の購入図書における性の多様性に関する絵本などの充実	生涯学習課 人権多文化共生推進課